

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM417321

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Minebea Co., Ltd.		01/27/2017	Corporation: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Minebea Mitsumi Inc.		
Street Address:	4106-73 Oaza Miyota, Miyota-machi		
City:	Kitasaku-gun, Nagano		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	Corporation: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 7			
Property Type	Number	Word Mark	
Registration Number:	2859575	MINEBEA	
Registration Number:	2859576	MINEBEA	
Registration Number:	2859577	MINEBEA	
Registration Number:	4883864	GIGA PROTECTION	
Registration Number:	4558293	GIGA PROTECTION	
Serial Number:	87181106	MINEBEA MITSUMI	
Serial Number:	87251022	MINEBEAMITSUMI PASSION TO CREATE VALUE T	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	2127845777		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	2127845800		
Email:	ip@barclaydamon.com		
Correspondent Name:	Jason S. Nardiello, Barclay Damon LLP		
Address Line 1:	1270 Avenue of the Americas		
Address Line 2:	Suite 600		
Address Line 4:	New York, NEW YORK 10020		
NAME OF SUBMITTER:	Sang Eun Lee		
SIGNATURE:	/SEL/		
DATE SIGNED:	02/24/2017		

CH \$190.00 2859575

Total Attachments: 22

source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page1.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page2.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page3.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page4.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page5.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page6.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page7.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page8.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page9.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page10.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page11.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page12.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page13.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page14.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page15.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page16.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page17.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page18.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page19.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page20.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page21.tif
source=Name Change from Minebea Co to Minebea Mitsumi Inc. - 1-27-2017#page22.tif

[abstract]

Certificate of All Historical Matters in the Commercial Register

4106-73 Oaza Miyota, Miyota-machi, Kitasaku-gun, Nagano, Japan
MINEBEA MITSUMI Inc.

Corporate No.	1000-01-007753	
Trade Name	<u>MINEBEA CO., LTD.</u>	
	MINEBEA MITSUMI Inc.	Changed on January 27, 2017
		Registered on January 27, 2017
Head Office	4106-73 Oaza Miyota, Miyota-machi, Kitasaku-gun, Nagano, Japan	

(The other contents are omitted)

This is to certify that the foregoing is all matters registered in the commercial register except for those that have been closed.

February 16, 2017
Tokyo Legal Affairs Bureau
Registrar

Sadahiko Kurosawa (Official Seal)

Reference No: Su919707

*The items underlined indicate deleted items.

TRADEMARK
REEL: 005996 FRAME: 0151

履歴事項全部証明書

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
ミネベアミツミ株式会社

会社法人等番号	1000-01-007753	
商号	ミネベア株式会社	
	ミネベアミツミ株式会社	平成29年 1月27日変更
		平成29年 1月27日登記
本店	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73	
公告をする方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。 <u>http://www.minebea.co.jp/</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成23年 6月29日変更
		平成23年 7月13日登記
	本会社の公告方法は、電子公告とする。 <u>http://www.minebeamitsumi.com/</u> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成29年 1月27日変更
		平成29年 1月27日登記
会社成立の年月日	昭和26年7月16日	
目的	1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入 (1) 鋼球及び球入軸受類 (2) 電気回転機器、制御機器及び減速機器 (3) 半導体素子、電子応用機器及び精密機器 (4) 航空機または飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器 (5) 電子音響機器 (6) 螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類 (7) 普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼 (8) 火工品、拳銃及びその他の銃砲 (9) 土木用計測機器 (10) 家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具及びこれに関連する機械器具、車輛用機器及び理化学用機械器具 (11) 自動車用車輪及びその他の重要部分品 (12) 非鉄金属ダイカスト製品 (13) 駐車装置及びその部品 (14) 前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品 2. 医療機器の製造、販売、製造販売、修理及び輸出入 3. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督 4. 熱処理加工及び表面処理加工	

	<p>5. 板金加工及びプレス加工 6. 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業 7. 金銭貸付業 8. その他前各号に付帯関連する事業 9. 有価証券投資</p> <p>平成23年 6月29日変更 平成23年 7月13日登記</p>	
	<p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入 (1) 鋼球及び球入軸受類 (2) 電気回転機器、制御機器及び減速機器 (3) 半導体素子、光学素子、電子応用機器及び精密機器 (4) 航空機または飛行体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器 (5) 電子音響機器 (6) 螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類 (7) 普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼 (8) 火工品、拳銃及びその他の銃砲 (9) 計測機器及び各種検出機器 (10) 家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具、通信機器及びこれらに関連する機械器具、車輛用機器及びその周辺機器並びに理化学用機械器具 (11) 自動車用車輪及びその他の重要部分品 (12) 非鉄金属ダイカスト製品 (13) 駐車装置及びその部品 (14) 前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品</p> <p>2. 医療機器の製造、販売、製造販売、修理及び輸出入 3. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督 4. 熱処理加工及び表面処理加工 5. 板金加工及びプレス加工 6. 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業 7. 金銭貸付業 8. その他前各号に付帯関連する事業 9. 有価証券投資</p> <p>平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 9日登記</p>	
<p>単元株式数</p>	<p>1000株</p>	
	<p>100株</p>	<p>平成28年 5月 1日変更</p>
		<p>平成28年 5月12日登記</p>
<p>発行可能株式総数</p>	<p>10億株</p>	
<p>発行済株式の総数 並びに種類及び数</p>	<p>発行済株式の総数 3億9916万7695株</p>	
	<p>発行済株式の総数 4億2708万0606株</p>	<p>平成29年 1月27日変更</p>
		<p>平成29年 1月27日登記</p>

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
ミネベアミツミ株式会社

資本金の額	金682億5888万4307円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 5日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>貝 沼 由 久</u>	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>貝 沼 由 久</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>貝 沼 由 久</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>道 正 光 一</u>	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月11日登記
			平成26年12月31日辞任
			平成27年 1月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>加 藤 木 洋 治</u>	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月11日登記
<u>取締役</u>	<u>加 藤 木 洋 治</u>	平成27年 6月26日重任	
		平成27年 7月 9日登記	
		平成28年 6月29日退任	
		平成28年 7月13日登記	

長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4 1 0 6 番地 7 3
 ミネベアミツミ株式会社

	取締役	<u>松岡卓</u>	平成25年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月11日登記
	取締役	<u>松岡卓</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	<u>松岡卓</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>藤田博孝</u>	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月11日登記
	取締役	<u>藤田博孝</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	<u>藤田博孝</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>村上光鷗</u>	平成25年 6月27日重任
	(社外取締役)		平成25年 7月11日登記
	取締役	<u>村上光鷗</u>	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 9日登記	
取締役	<u>村上光鷗</u>	平成28年 6月29日重任	
		平成28年 7月13日登記	
取締役	<u>矢島裕孝</u>	平成25年 6月27日重任	
		平成25年 7月11日登記	
取締役	<u>矢島裕孝</u>	平成27年 6月26日重任	
		平成27年 7月 9日登記	
		平成28年 6月29日退任	
		平成28年 7月13日登記	

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
 ミネベアミツミ株式会社

	取締役	<u>許斐大司郎</u>	平成25年 6月27日就任
			平成25年 7月11日登記
	取締役	<u>許斐大司郎</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	<u>許斐大司郎</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>内堀民雄</u>	平成25年 6月27日就任
			平成25年 7月11日登記
	取締役	<u>内堀民雄</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	<u>内堀民雄</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>岩屋良造</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	<u>岩屋良造</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>野根茂</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
	取締役	<u>野根茂</u>	平成28年 6月29日重任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>鶴田哲也</u>	平成28年 6月29日就任
			平成28年 7月13日登記
	取締役	<u>依田博実</u>	平成28年 6月29日就任
			平成28年 7月13日登記

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
 ミネベアミツミ株式会社

東京都目黒区八雲四丁目17番13号 代表取締役	貝 沼 由 久	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月11日登記
	貝 沼 由 久	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 9日登記
	貝 沼 由 久	平成28年 6月29日重任
		平成28年 7月13日登記
監査役 (社外監査役)	藤 原 宏 高	平成22年 6月29日重任
		平成22年 7月13日登記
		平成26年 6月27日退任
		平成26年 7月11日登記
監査役	鴨 井 昭 文	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月13日登記
		平成27年 6月26日退任
		平成27年 7月 9日登記
監査役 (社外監査役)	棚 橋 和 明	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月13日登記
		平成27年 6月26日退任
		平成27年 7月 9日登記
監査役 (社外監査役)	陸 名 久 好	平成23年 6月29日就任
		平成23年 7月13日登記
	陸 名 久 好	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 9日登記
監査役 (社外監査役)	柴 崎 伸 一 郎	平成26年 6月27日就任
		平成26年 7月11日登記
監査役	清 水 一 成	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 9日登記

整理番号 す919707

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

TRADEMARK 21

REEL: 005996 FRAME: 0157

	監査役 時丸和好 (社外監査役)	平成27年 6月26日就任 平成27年 7月 9日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成25年 6月27日重任 平成25年 7月11日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成26年 6月27日重任 平成26年 7月11日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成27年 6月26日重任 平成27年 7月 9日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成28年 6月29日重任 平成28年 7月13日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 平成20年 6月27日設定 平成20年 7月 9日登記 </p> <p> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 9日登記 </p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 平成20年 6月27日設定 平成20年 7月 9日登記 </p> <p> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> </p>	

	平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 9日登記
支 店	3 イー407イーストタワーファースフロアウイ スマコンスプラントナンバー2ジャランエスエ ス16/4 (47500) スパンジャヤセラ ン ゴールマレーシア
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 470個 <u>320個</u></p> <p>平成25年 7月 9日変更 平成25年 7月11日登記 <u>250個</u></p> <p>平成27年 1月14日変更 平成27年 1月14日登記 150個</p> <p>平成28年 7月12日変更 平成28年 7月13日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 4万7000株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個 当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株と する。</p> <p>ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合 には、次の算式により付与株式数の調整を行う。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日 （基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、そ の効力発生日以降、これを適用する。</p> <p>また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割 当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必 要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。</p> <p>なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるもの とする。</p> <p>普通株式 3万2000株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個 当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株と する。</p> <p>ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合 には、次の算式により付与株式数の調整を行う。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日 （基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、そ の効力発生日以降、これを適用する。</p> <p>また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割 当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必 要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。</p> <p>なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるもの とする。</p> <p>平成25年 7月 9日変更 平成25年 7月11日登記</p>

普通株式 2万5000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年 1月14日変更 平成27年 1月14日登記

普通株式 1万5000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 7月12日変更 平成28年 7月13日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = S e^{-qTN} (d1) - X e^{-rTN} (d2)$$

$$d1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2})T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d2 = d1 - \sigma\sqrt{T}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成24年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 4.2年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 4.2年間（平成20年5月5日から平成24年7月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

⑥無リスクの利子率（ r ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り（ q ）：直近年度の配当総額÷上記②で定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条2項の規定に基づき、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月18日から平成54年7月16日までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は上記（1）に拘わらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。

(3) 各新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の各号の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案

(5) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(6) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成24年 7月17日発行

平成24年 7月31日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

420個

350個

平成27年 1月14日変更 平成27年 1月14日登記

250個

平成28年 7月12日変更 平成28年 7月13日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 4万2000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

普通株式 3万5000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年 1月14日変更 平成27年 1月14日登記

普通株式 2万5000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割

当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。
 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 7月12日変更 平成28年 7月13日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = S e^{-q T N(d_1)} - X e^{-r T N(d_2)}$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2}) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成25年7月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 4.6年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 4.6年間 (平成20年12月9日から平成25年7月16日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 直近年度の配当総額 ÷ 上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条2項の規定に基づき、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月17日から平成55年7月15日までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は上記（1）に拘わらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (3) 各新株予約権の一部を行使することはできないものとする。

	<p>(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の各号の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案</p> <p>(5) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(6) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
<p>第3回新株予約権 新株予約権の数</p> <p>252個</p> <p>210個</p> <p>150個</p> <p>平成27年 1月14日変更 平成27年 1月14日登記</p> <p>平成28年 7月12日変更 平成28年 7月13日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 2万5200株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。</p> <p>ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。</p> <p>また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。</p> <p>なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>普通株式 2万1000株 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。</p> <p>ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。</p>	<p>平成25年 7月16日発行</p> <hr/> <p>平成25年 7月16日登記</p>

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成27年 1月14日変更 平成27年 1月14日登記

普通株式 1万5000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、割当日以降、合併、会社分割、株式交換、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成28年 7月12日変更 平成28年 7月13日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = S e^{-qTN} - X e^{-rTN} - \frac{\sigma^2 S^2}{2X} \ln \left(\frac{S}{X} + (r - q + \frac{\sigma^2}{2}) T \right)$$

$$d1 = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} + (r - q + \frac{\sigma^2}{2}) T \right) + \sigma \sqrt{T}}{\sigma \sqrt{T}}, \quad d2 = d1 - \sigma \sqrt{T}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：平成26年7月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：1円
- ④ 予想残存期間（T）：3.6年
- ⑤ ボラティリティ（σ）：3.6年間（平成22年12月12日から平成26年7月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（q）：直近年度の配当総額÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条2項の規定に基づき、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有

	<p>する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成26年7月19日から平成56年7月17日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。権利承継者は、上記(1)に拘わらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。</p> <p>(3) 各新株予約権の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の各号の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案</p> <p>(5) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(6) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1071 1585 1421 1711"><tr><td>平成26年 7月18日発行</td></tr><tr><td>平成26年 8月 1日登記</td></tr></table> <p>第1回新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 77個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式</p>	平成26年 7月18日発行	平成26年 8月 1日登記
平成26年 7月18日発行			
平成26年 8月 1日登記			

の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(1) 当初転換価額

転換価額は、当初、382円とする。なお、転換価額は(2)乃至(8)に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、(3)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcc} & & \text{発行又は} & & \text{1株当たりの発行} \\ & & \text{処分株式数} & \times & \text{又は処分価額} \\ & & \text{普通} & + & \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times & & & & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

(3) 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(6)②に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記②の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

②普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合。なお新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価

下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ただし、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

④上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{調整前 調整後} \\ \left(\text{転換価額} - \text{転換価額} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{交付普通 当該期間内に交付された普通株式数} \\ \text{株式数} = \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、(1) ⑤に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当額}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当額」とは、特別配当額を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(5) ①「特別配当額」とは、いずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各本社債の金額（金1億円）を当初転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に1.5を乗じた金額とする。）を超える場合（以下「特別配当」という。）における当該超過額をいう。

②特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基

準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

(6) ①時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、（時価下発行による転換価額調整の場合）調整後の転換価額を適用する日（但し、(3)④の場合は基準日）、（特別配当による転換価額調整式の場合は）当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に(3)又は(7)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、時価下発行による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(7) (3)及び(4)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(8) (3)乃至(7)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成24年3月2日から平成29年2月12日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">平成24年 2月20日発行</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">平成27年12月 4日登記</td> </tr> </table> <p>ミネバアミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数 2000個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>(イ) 種類及び内容 当社普通株式</p> <p>(ロ) 数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。</p> <p>(ロ) 転換価額は、当初、本株式交換の効力が生ずる直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を0.59で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{既発行} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \times \text{調整前}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、一定の剰余金の配当又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年1月27日から平成34年7月20日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本新株予約権付社債の要項記載の当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（行使請</p>		平成24年 2月20日発行		平成27年12月 4日登記
	平成24年 2月20日発行				
	平成27年12月 4日登記				

求受付場所現地時間) (但し、本新株予約権付社債の要項記載の税制変更による繰上償還の定めにおいて繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債の要項記載の本新株予約権付社債の保有者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本新株予約権付社債の要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本新株予約権付社債の要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成34年7月20日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

但し、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前(当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前)の日(同日を含む。)から当該株主確定日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。当社が定款で定める日以外の日を株主確定日として設定する場合、当社は当該株主確定日の東京における3営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 平成32年8月3日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、①平成28年12月31日に終了する四半期に関しては、当該四半期の最後の取引日(承継前新株予約権付社債の要項に定義する。以下、本①において同じ。)に終了する20連続取引日において、ミツミ電機株式会社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある承継前新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)

②平成29年1月1日以降(同日を含む。)を開始する四半期に関しては、ある四半期の最後の取引日(本新株予約権付社債の要項に定義するものをいう。以下、本②において同じ。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある本新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)

上記の場合に限って、翌四半期の初日(但し、平成29年1月1日に開始する四半期に関しては、平成29年1月27日)から末日(但し、平成32年7月1日に開始する四半期に関しては、平成32年8月2日)

	<p>までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。</p> <p>①（i）株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下、「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間、（ii）JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は（iii）JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>②当社が、本新株予約権付社債の要項記載の当社の本社債の繰上償還の通知を行った日以降の期間（但し、本新株予約権付社債の要項記載の税制変更による繰上償還の定めにおいて繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）</p> <p>③当社が組織再編等を行うにあたり、上記「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う義務が生じた日から当該組織再編等の効力発生日までの期間</p> <p>なお、本（ロ）において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>	<p>平成29年 1月27日発行</p> <hr/> <p>平成29年 1月27日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 3月22日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（長野地方方法務局管轄）

平成29年 2月16日

東京法務局
登記官

黒澤貞彦

